



生 振 第 587 号
平成 28 年 2 月 1 日

埼玉県種苗審議会長 様

埼玉県知事 上 田 清 司



主要農作物奨励品種等の区分変更等について（諮問）

執行機関の附属機関に関する条例（昭和 28 年埼玉県条例第 17 号）第 2 条に基づき、主要農作物奨励品種等の区分変更等について、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

（1） 主要農作物奨励品種等の区分変更について

- ア 大豆「里のほほえみ」の認定品種から奨励品種への区分変更について
- イ 大豆「タチナガハ」の奨励品種から準奨励品種への区分変更について

（2） 主要農作物奨励品種等の廃止について

- ア 陸稲もち「トヨハタモチ」の認定品種の廃止について

2 諮問理由

別 紙

別紙

諮問事項・理由

(1) 主要農作物奨励品種等の区分変更について

ア 大豆「里のほほえみ」の認定品種から奨励品種への区分変更について

① 品種特性

本品種はダイズモザイクウイルス抵抗性で大粒・高タンパク含量の品種として(独)東北農研センターで育成され、平成23年3月に品種登録された。

最下着^{ちやくきょう}莢位置が高く難裂莢性^{れつきょうせい}のためコンバイン収穫など機械収穫に適し、大粒良質でタンパク含量が高く豆腐加工適性等に優れる品種である。

② 取組状況

平成26年度に認定品種として採用し、平成27年度に県種苗センターによる原種生産及び指定採種ほでの種子生産を開始した。また、機械作業が可能な規模による展示ほを県内5か所に設置し、農家の実作業による適応性の確認を行った。

③ 区分変更の理由

本品種は、展示ほや採種ほにおいて、既存の奨励品種「タチナガハ」で課題となっている「青立ち(症状)」が少ないことや難裂莢性のため収穫ロスが少なく、実収量が高まることなどが実証された。

また、平成28年度は指定採種ほ産種子を供給し、約100haの本格生産が開始される見込みである。

そこで、埼玉県主要農作物奨励品種等の決定廃止基準2に基づき奨励品種に区分変更する。

イ 大豆「タチナガハ」の奨励品種から準奨励品種への区分変更について

① 品種特性

本品種は中生の良質多収品種であるが、近年は夏期の高温の影響等により「青立ち(症状)」が多発し、収量性の低下や機械収穫における汚粒の発生などが課題となっている。

② 取組状況

本県産大豆の主力品種として生産されており、平成26年産では410haと県内大豆作付面積の65%を占めていた。

③ 区分変更の理由

本品種は平成5年度に奨励品種に採用し、機械化適性が高いことから本県産大豆の主力品種として生産されてきた。

しかし、「青立ち(症状)」の多発で県内での採種が困難となり、さらに県内生産では不足していた種子を購入してきた栃木県でも奨励品種から廃止されたため種子の供給ができなくなった。

さらに「里のほほえみ」を認定品種から奨励品種に区分変更し、本格的な導入を図りたいことから、埼玉県主要農作物奨励品種等の決定廃止基準3の(3)に基づき奨励品種から準奨励品種に区分変更する。

(2) 主要農作物奨励品種等の廃止について

ア 陸稲もち「トヨハタモチ」の認定品種の廃止について

① 栽培の現状

本県の陸稲作付面積は大幅な減少が継続しており、平成 27 年産では約 8ha にまで減少している。「トヨハタモチ」の作付面積は把握していないが、平成 28 年産種子の予約量は 20 kg（50a 相当）と極僅かである。

② 廃止の理由

本品種は陸稲面積の減少に伴い、それまで奨励品種であった「サキハタモチ」の県内採種が困難になったことから、本県で栽培でき他県から種子の安定供給が可能な品種として平成 13 年に認定品種に採用した。

しかし、陸稲の作付面積は大幅に減少し、今後も作付けが増加する見込みもないことから、埼玉県主要農作物奨励品種等の決定廃止基準 5 の（3）に基づき認定品種から廃止とする。

なお、種子は必要に応じて、茨城県からの購入が可能である。